

議案第53号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月25日

三朝町長 吉田 秀 光

平成17年3月25日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例(昭和34年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第158条第1項</u>の規定に基づき、<u>町長の権限に属する事務を分掌させるため</u>、次の課を置く。</p> <p><u>防災課</u></p> <p>総務課</p> <p>税務課</p> <p><u>地域振興課</u></p> <p>町民課</p> <p><u>産業課</u></p> <p><u>建設水道課</u></p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第158条第7項</u>の規定に基づき、次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>税務課</p> <p><u>企画財政課</u></p> <p>町民課</p> <p><u>地域振興課</u></p> <p><u>建設課</u></p>

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 防災課

ア 防災及び危機管理に関すること。

イ 交通政策に関すること。

(2) 総務課

ア 行政運営の総合調整に関すること。

イ 職員の人事及び給与に関すること。

ウ 議会との調整に関すること。

エ 人権及び同和対策に関すること。

オ 財政及び財産管理に関すること。

カ その他の課の所掌に属しないこと。

(3) 税務課

ア 町税の賦課及び徴収に関すること。

イ 固定資産の評価に関すること。

ウ 税外諸収入金に関すること。

エ 地籍調査に関すること。

(4) 地域振興課

ア 町政の総合企画及び調整に関すること。

イ 地域の自立推進に関すること。

ウ 国県等の事業推進に関すること。

エ 広報及び広聴に関すること。

オ 国内及び国際交流推進に関すること。

カ 情報化の推進に関すること。

第2条 各課の分掌する事務は、規則で定める。

で定める。

キ 世界遺産の登録に関するこ
と。

ク 旧中部ダム予定地域に関する
こと。

(5) 町民課

ア 戸籍及び住民登録に関するこ
と。

イ 窓口事務に関すること。

ウ 国民健康保険及び老人保健に
関すること。

エ 介護保険に関すること。

オ 福祉施策に関すること。

カ 保健衛生に関すること。

キ 環境政策に関すること。

ク 子育てに関すること。

(6) 産業課

ア 観光及び商工業に関するこ
と。

イ 農林水産業に関すること。

(7) 建設水道課

ア 土木に関すること。

イ 住宅に関すること。

ウ 都市計画に関すること。

エ 道路及び河川に関すること。
(国県等に関するものを除く。)

オ 上水道及び簡易水道事業に関
すること。

カ 下水道及び集落排水処理事業
に関すること。

キ 温泉対策に関すること。

第3条 この条例の施行に関し必要な
事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。